

令和7年2月26日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：パナソニック環境エンジニアリング株式会社
住所：大阪府吹田市垂水町3-28-33
2. 入札参加資格停止期間：
①令和7年2月26日から令和7年6月25日まで（4ヶ月）
②令和7年2月26日から令和7年5月25日まで（3ヶ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：①地域1 ②地域2, 3, 4
4. 事実概要：
パナソニック環境エンジニアリング株式会社は施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収された結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められ、監督処分（指示処分及び営業停止処分）を受けた。
また、関西支社京都高速道路事務所が発注した「名神高速道路天王山トンネル換気所換気設備改修工事（平成29年度）」他2工事において、同様の行為を行っていた。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第11号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 11 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事に 関し、建設業法規定に違反し、工事の請負契約の相手方 として不適当であると認められるとき。	<u>発生地域については、</u> <u>当該認定をした日から2月以上9月以内</u> <u>その他地域については、</u> <u>当該認定をした日から1月以上9月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課